

## 記者発表資料

平成22年9月17日  
九州地方整備局  
延岡河川国道事務所河川堤防の刈草を無償提供します  
～北川の刈草を有効活用してみませんか～

国土交通省延岡河川国道事務所では、堤防の異常を早期に発見し、河川流域の安全や環境を守るために堤防の除草を実施しています。

除草により発生する刈草について、資源の有効活用や除草費用のコスト削減を図るため、今回は北川の刈草を地域の方々に無償で提供する取り組みを実施します。

五ヶ瀬川水系北川の刈草を使ってみたい方は、下記「4. 問い合わせ先」にご連絡ください。

なお詳細は、別紙のチラシ、または延岡河川国道事務所ホームページ(<http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/>)に掲載しています。

## 1. 提供時期及び場所

①時期 : 10月中旬～10月下旬の予定

②場所 : 川島橋(北川)下流左岸の河川敷を予定  
現場施工状況により変更になる場合があります。

## 2. 提供方法

①申込み順で提供します。(申込み多数の場合は提供できない場合があります)

②積込・運搬は希望者にて対応願います。

## 3. 申込み方法等

①申込み締切日 : 平成22年10月5日(火)

②申込み方法 : 申込書にご記入のうえ、持参若しくはFAXにて申込みください。

申込書は事務所HPからダウンロードしていただくか延岡出張所に準備しています。

## 4. 刈草に関する問い合わせ先

延岡市昭和町3丁目1930

延岡河川国道事務所 延岡出張所

電話 : (0982) 21-2955

FAX : (0982) 21-2300

## 5. その他

来年度からは五ヶ瀬川・大瀬川・祝子川においても順次範囲を広げる予定です。事前に希望等を把握するため、北川以外で希望される方がいらっしゃいましたらご連絡ください。

## 【記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 延岡河川国道事務所 技術副所長 川野 晃  
河川管理課長 徳永 泰樹

電話 : 0982-31-1155 (代) FAX : 0982-33-6907

# 河川堤防の刈草を無償で提供いたします！

10月の刈草です。

## ○刈草の有効活用について

国土交通省延岡河川国道事務所では、堤防の異常を早期に発見し、河川流域の安全や環境を守るために堤防除草を実施しています。

これらの刈草について、資源の有効活用や除草コストの縮減を図るため、今回は北川の刈草を地域の方々に無償で提供する取り組みを実施します。

五ヶ瀬川水系北川の刈草を使ってみたい方は、下記連絡先へご連絡下さい。

また来年度からは、五ヶ瀬川・大瀬川・祝子川においても順次範囲を広げる予定です。事前に希望等を把握するため、北川以外で希望される方がいらっしゃいましたらご連絡ください。

■刈草の提供時期 10月中旬～10月下旬

■受渡し場所  
・川島橋(北川)下流左岸の河川敷を予定

■提供の優先順位  
・申し込み順(申し込み多数の場合は提供できない場合があります)

※受渡し時期・場所等は、変更になる場合があります。



## 注意！！

- 提供できる量、時期には限りがありますので、お問い合わせ下さい。
- 原則として現地まで取りに来て頂くようお願いしています。
- 転売(営利)目的でない方に限ります。
- 刈草には、ゴミ等の不純物が混じっていることがあります。

## ○申込み〆切 平成22年10月5日(火)

申込方法 住所・氏名・連絡先・利用目的・希望数量等を申込書にご記入のうえ持参若しくはFAXにて申込み下さい。

受付：平日 9:00～17:00

## ○申込み・問い合わせ先

延岡市昭和町3丁目1930

延岡河川国道事務所 延岡出張所

電話：(0982)21-2955

FAX：(0982)21-2300

●詳細は、別添の募集要項をご覧ください。

～堤防の刈草を使ってみませんか～

## 刈草の引取り希望者を募集します

### 【募集要項】

延岡河川国道事務所では、堤防の異常を早期に発見し、河川流域の安全や環境を守るために定期的に除草作業を実施しており、刈草を希望者に無償で提供します。

引取りにおける条件と注意事項を下記に示しますので、ご理解のうえお申し込み下さい。

#### 【引取り条件】

- ・刈草を自ら利用される方に限ります。(営利目的の方への提供はできません)
- ・申し込み順に提供します。(希望する量が確保できない場合があります)

#### 【引取りにおける注意事項】

- ・刈草の積込・運搬時に、堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようお願いします。万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において延岡河川国道事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
- ・搬出する刈草等の飛散防止のための安全対策には十分注意し、万が一、けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対応していただきます。また、飛散した場合には清掃を行ってください。
- ・刈草実施前には、大きな異物を除去しておりますが、取り切れないゴミ等異物が混入している場合があります。
- ・河川堤防には、いろいろな種類の草が混在しております。希望される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、延岡河川国道事務所は一切の責任を負いません。
- ・引取り後の刈草は、不法投棄や転売をしないようにしてください。

申込〆切：平成22年10月5日（火）まで

ただし、締め切り日時点で引取り希望量に達しなかった場合には、引き続き受け付けます。

○申し込み・問い合わせ先

延岡河川国道事務所 延岡出張所

【電話】 0982-21-2955

【FAX】 0982-21-2300

# 刈草引取り申込書

延岡出張所管内の除草作業で発生した刈草について、当方で引取りたく申し込みします。

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

希望数量 : \_\_\_\_\_ (目安で結構です)

(例: 軽トラック 台分 等)

用 途 : 家畜の飼料 ・ 敷きワラ ・ 堆肥 ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )

引き取った刈草は、不法投棄や転売をしないよう責任を持って管理し、上記申し込み事項及び注意事項（別紙）に基づき有効利用することを確約します。

平成 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局  
延岡河川国道事務所 延岡出張所長 殿

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## ◆個人情報の保護

提供頂いた情報等の取扱いについては、個人情報保護法等の趣旨に則り適正に管理させていただきます。

【注意事項】

1. 刈草の積込・運搬は申請者にて行ってください。
2. 積込・運搬時に堤防や樋管等の施設に損傷を与えないようお願いします。  
万が一、損傷を与えた場合は、原因者の責任において延岡河川国道事務所の指示のもとに、原形に復旧していただきます。
3. 搬出する刈草等の飛散防止のための安全対策には十分注意し、万が一、けが等を負わせた場合は、原因者の責任において対応していただきます。  
また、飛散した場合には清掃を行ってください。
4. 刈草実施前には、大きな異物を除去しておりますが、取り切れないゴミ等異物が混入している場合があります。
5. 河川堤防には、いろいろな種類の草が混在しております。希望される方で、用途に適合しているか判断願います。万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、延岡河川国道事務所は一切の責任を負いません。
6. 引取り後の刈草は、不法投棄や転売をしないようにしてください。
7. 希望する量が確保できない場合がありますのでご了承ください。